

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成18年7月12日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：1件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	集中環境施設	補助ボイラ室において、作業員が補助ボイラーの起動準備として薬品を漏斗へ投入し水で溶解していたところ、漏斗とつながる薬液注入内の空気の排出の影響で、溶解液が飛散し作業員の顔と両腕に付着した。医師の診断結果、「アルカリ熱傷」と診断された。今後、原因を調査し対応検討	A	7月12日公表済 (PDF26kB)

その他：15件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	開閉所碍子洗浄タンクの目視検査及び浸透探傷検査時、当該タンク内部溶接部に指示模様が認められたため、当該部を修理	D	
2	1号機	計算機室空調機（8A）の運転時、冷房機能不良が認められたため、当該空調機を点検・修理	D	
3	3号機	主タービンランドシール蒸気発生器の水面計（LG-30-30-1）において、ひび割れが認められたため、水面計を点検・修理	D	
4	3号機	高圧注水ポンプ定例試験時、原子炉隔離時冷却水ポンプテストバイパス弁及びテストライン逆止弁（MO-13-30・V-13-31）にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	C	
5	5号機	復水ポンプ出口溶存酸素（O2IT-70-112）の計器点検時、指示不良（ハンチング）が認められたため、当該計器を修理	D	
6	5号機	廃棄物処理系濃縮廃液類排出タンク液位レベルスイッチ（LS-R19-001-3）の点検時、動作不良が認められたため、当該レベルスイッチを修理	D	
7	5号機	燃料交換機点検時、主ホイスト巻上げ用及びブリッジ走行用モータのローターシャフト径とギヤ内径寸法に許容値外れが認められたため、当該部を修理	D	
8	5号機	使用済樹脂貯蔵タンクのレベル計において、指示不良（指示変動）が認められたため、当該レベル計を点検・校正	D	
9	5号機	主タービン加減弁の総開度記録計において、指示不良（指示上昇）が認められたため、当該記録計を点検・校正	D	
10	集中環境施設	廃液乾燥固化系ベルトコンベア（B-A）の回転速度指示計（SIS-R12-711B）において、指示不良（スティック）が認められたため、当該計器を点検・校正	D	
11	集中環境施設	洗濯廃液系洗濯廃液サンプポンプ（A-A）吐出配管において、ピンホールが認められたため、当該配管を点検・修理	C	
12	集中環境施設	除染廃液収集ポンプ（A）の運転時において、出口弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
13	集中環境施設	除染廃液収集タンク（B）において、出口配管（LRW-5011B）のドレンに詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
14	その他	水処理設備制御用空気圧縮機（A）において、出口ホースに亀裂（2cm程度）及び微量のエアリークが認められたため、当該出口ホースを交換	D	
15	その他	海生物処理設備洗浄貝切出装置（B）において、過負荷トリップが認められたため、当該装置を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉停止 ・ 発電所外への放射性物質の漏えい ・ 非常用炉心冷却系の作動 ・ 火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合） ・ 管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・ 原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・ 原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・ 主要パラメータの緩やかな変化 ・ 人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEA64101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- As : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話 : 0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで